

令和5年度 第1回総合事業等審査会 議事要旨

1 日 時：令和5年11月28日（火）10：00～11：30

2 場 所：兵庫県庁2号館2階参与員室

3 出席者

(1) 委 員：田端会長、大国委員、梶木委員、木村委員、畑委員、森委員
(書面による事前の意見提出：中谷委員)

(2) 事業部局：教育委員会事務局 特別支援教育課 整備推進官
兵庫県警察本部 総務部 会計課長 ほか

(3) 事務局：財務部 県政改革課長 ほか

4 議事要旨

※ ○は委員からの主な質問・意見、→は事業部局の回答を指す

(1) 東はりま特別支援学校増築整備事業

※令和4年度に「東播磨地域の知的障害特別支援学校狭隘化対策」（以下、「東播磨特支狭隘化対策」という）の1事業として審査

① 事業全体について

○「東播磨特支狭隘化対策」3事業のうち1つが今回の審査対象だが、その他2事業を含めたスケジュール面での全体像はどうなっているか。

→いなみ野特別支援学校の新校舎供用開始は令和9年度、加古川市の廃校予定地の新設校は既設校舎の改修後の供用開始は令和8年度、新校舎の供用開始が令和9年度を予定。基本設計のスケジュールにより、来年度に審査会への進捗状況報告を予定している。

○「東播磨特支狭隘化対策」のうち、加古川市立学校施設活用による新設整備事業は既存校舎を活用した改修により新たな機能を持つと理解しているが、これは新設にあたるのか。表現が分かりづらく感じる。

→既存校舎に加え、もう1つ校舎を建てるため新設整備としている。

○東播磨3校の稼働後、子ども達がもとの学校に通うことを望み、加古川の新設校を希望される児童生徒が、当面の間は少ないのではないかと予想されるが、実際の狭隘化の解消はいつ頃になるのか。

→急に環境を変えることは望ましくないと考えており、学部の在籍期間を基本として経過措置を設ける予定であるため、稼働後3年以上はかかると考えている。

○県としては知的部門の充足を行う方針と言うことか。知肢併置を増やすなどの検討は。

→現行の知的障害特別支援学校にすでに定員を超過する児童生徒が在籍しており、今後知的部門においては更なる児童生徒数の増加が見込まれることから、知的部門の狭隘化を解消するため、本事業を含む「東播磨地域狭隘化対策」を実施するものである。なお、現在、県に肢体不自由部門の単独設置校はなく、播磨特別支援学校や和田山特別支援学校においても肢体不自由部門に知的部門を併置した状況であり、豊岡聴覚特別支援学校についても聴覚障害に加え知的部門を併置している。肢体不自由部門は児童生徒数の推移もほぼ横ばいであることから、すでに充足していると考えている。

② 児童生徒数について

○少子化の中で全体の子どもの数が減少するのに対し、なぜ特別支援を必要とする子どもの数が増えたのか。何か基準となるものが変更されたことに起因するのか。

→本県を含め、全国的な傾向として、少子化により、学齢期の児童生徒数が減少していく中、特別な支援を必要とする子どもの数が増加している。要因としては、平成19年の学校教育法の改正により、特別支援教育への転換が図られたことで、特別支援教育に関する理解や認識が高まったこと、また文部科学省が発表した「通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査結果（令和4年）について」の中で触れられているとおり、「通常の学級の担任を含む教師や保護者の特別支援教育に関する理解が進み、今まで見過ごされてきた困難のある子供たちにより目を向けるようになった」ことも理由の一つとして考えられる。

○特別支援学校の今後需要について、児童生徒数は増加するという話だったが、インクルーシブ教育の推進による通常の学校で共に学ぶ児童生徒の増加に伴い、特別支援学校を選択する児童生徒数の一定の減少は見込むことが出来ないのか。

→需要予測については、国、他自治体においても予想見込みが立てられず、全国的に特別支援学校の教室不足が課題となっている状況である。

一方で、共に学ぶにあたり、通常の学級の先生方へ特別支援教育への理解や児童生徒との関わり方に関する研修の充実など、環境の整備に努めたいと考えるが、その取り組みによる需要数の減少は見込めていない状況である。

○需要予測がつきづらいことは理解するが、今後策定する計画等において、需要モデルを示す努力をしていただきたい。また、予測については随時見直しを続けることが重要である。

○今後保護者や一般の小・中学校にも理解が広がり、インクルーシブ教育が進むことで、現在予測している需要の変動があるのではないかと。そういったモデルの検討にあたって、未定であれば専門家との協議を検討してはどうか。

○特別支援学校の知的部門において、需要が増加しているのは高等部か。
→ここ 10 年間の傾向では小学部、中学部でもかなり増加しているため、全学部で増加傾向となっている。知的部門が増加傾向であり、他の障害種別は横ばい若しくは若干減少傾向である。

③ 事業費について

○コスト削減について、削減額の見通しがあればご教示いただきたい。
→東はりま特別支援学校については普通教室の増築整備が主となることから、設計が短時間で進み、また材質や形状も既存校舎に準じたものとなるため、工事費の削減が見込まれるところであるが、基本設計段階のため、具体的な削減額の積算までは至っていない。

○東はりま特別支援学校増築整備事業の総事業費 9.5 億円というのは昨年度審査時と同額だと思うが、これはすでにコスト削減を見込んだものということか。
→設計のコンパクトさなどをすでに加味した数字である。

○いずれにせよ、当初見込んでいた総事業費 9.5 億円は削減が可能なのか。
→まだ設計が完了していない段階のため、総事業費としては当初見込みから変更なく 9.5 億円として進んでいる状況である。

○本事業は、先般齋藤知事が打ち出した「今後 6 年間の県立学校への 300 億円の投資」の一部なのか。
→お見込みの通り。特別支援学校に関しては、昨年度審査いただいた「東播磨特支狭隘化対策」と「豊岡聴覚特別支援学校と出石特別支援学校の発展的統合」を合算した約 162 億円が 300 億円の内数となる。

④ 地域共生に向けた取り組み等について

○特別支援学校を別の地域で新設することは、保護者や子どもの利便性を高めるうえで、また地域交流を深めるうえで賛同する面もある。新設する際には、多目的な用途に使用できる空間を作ることもあっても良いと思われる。

→特別支援学校においても、兵庫県版コミュニティ・スクールを実施し、学校と地域住民等が力を合わせて学校の運営に取り組むことが可能となる「地域と共にある学校」への転換を図っているところである。また、新設校においては、地域交流スペースや生徒の接客実習を兼ねたカフェスペースなどを確保し、地域との交流を深めていく。

なお、東はりま特別支援学校については、設置時に地域連携交流施設を整備しており、従前から地元播磨町の協力を得て地域交流を進めているところである。

○特別支援学級を通常の小学校等に包摂するようになれば、新たに特別支援学校を作る必要はないのではないか。通常の小中学校における特別支援学級と特別支援学校との連携のあり方や県全体の特別支援教育の体制デザインを再度検討する必要があるの

ではないか。

→国の方針のもと、通級による指導を拡充するとともに、交流及び共同学習の充実に取り組んでいるところである。

現在、次期「兵庫県特別支援教育推進計画」の策定に向け検討中だが、その中で、インクルーシブ教育システムの推進に向け、「多様性を認め合い、共に過ごすための条件整備」を第1番目に据え、地域での特別支援教育の充実を進めていきたい。

なお、この度の新設は、既設校の児童生徒数の増加により著しく狭隘化が進んでいることで一部の教育活動に制限が生じていることから、安全で安心な教育環境の整備に向け実施するものであり、緊急性が高い事業である旨、ご理解いただきたい。

○特別支援教育における「多様な学び」や「共に過ごす」とはどういったことなのか。本事業においてどういった機能を設けるからこれらが可能となる、といったように、例示を交えて説明しなければ、県民にも伝わらない。どのような説明の仕方をするか、中身についてよく考えてほしい。

→「多様な学び」とは、障害に応じたそれぞれの学びの場を充実していくものである。一方、「共に過ごす」とは、可能な限り通常の学級で過ごすことを意味するが、これは障害の程度等により困難な部分がある。特別支援学校の児童生徒が地域との関わりを持つための居住地交流、さらに発展的なものとして、副籍の取り組み等を進めている。

⑤ センターの役割について

○センター的役割については、教育相談のみに終始するのではなく、地域共生社会に向けた連携・協働、地域への開放・交流なども考慮に入れた、新たな時代のセンター化を目指すのはどうか。

→現在推進している兵庫県版コミュニティ・スクールは、地域との連携・協働に必要な手法と考えているため、一層の拡充に努めたい。

既設校においても日常的に地域交流を進めているところであるが、新設校では整備時にスペースを確保し、地域住民が来校しやすい環境を整えることで、地域における積極的な交流に一層寄与するものと考えている。

○支援マップについては、「東播磨特支狭隘化対策」での3校の整備により再偏されるのか。各校の供用開始時期が異なるため、考え方について示していただきたい。

→障害種別と地域で分けたものになる。東播磨地域はいなみ野特別支援学校と東はりま特別支援学校で概ね南北で分かれるような区分けとしているが、令和8年度の加古川の新設校設置後に支援マップを改定し、現在の2分割から3分割へ変更するよう考えている。

○いわゆる能力が極めて高く、他の子ども達と相容れない子どもへの対応は別の枠組みで行っているのか。

→適切な指導及び必要な支援を行う特別支援教育の考え方を参考に、各学校で指導・支援を実施しており、環境に馴染めない悩み等に対しては、養護教諭やスクールカウンセラー等に相談できる体制を整備している。

(2) 生田警察署建替整備事業

① 整備計画について

○環境適合性において「低炭素化の推進」に触れているが、「脱炭素化」を目指す形で検討してもらいたい。

○庁舎の定員に関して、建築当初は402名だったが、現在は336名となっている。今後長期的なスパンで定員がどのように推移するか見通しはあるか。

→長期的なスパンではなく、毎年度犯罪情勢等を勘案して見直しを図っている。

○延床面積が6,158㎡から8,545㎡に増えるにもかかわらず、11階建てが10階建てになるなど、どこからスペースが生み出されているのか。また、10階建てとする理由は。

→現在は屋外駐車場があり、その上には建てられないが、想定案は1階部分を広くとったうえで積み上げる建て方や、現行の延床面積に算入していない寮の部分を建替後は執務スペースとすることなどにより、延床面積が拡大する。

11階部分については斜線規制により狭小な建物しか乗せることができないため、費用等を勘案し、10階建てが最も効率が良いと判断した。

○来庁者用の駐車場は増えるのか、あるいは減るのか。利用者の利便性の観点から、計画している来庁者用駐車スペースで十分なのか。

→今回の建替整備では、屋内に施設概要に記載している保有車両の保管スペースを確保し、別途、屋外に来庁者用の駐車場7台分を確保する予定である。

○庁舎の建替整備にあたっては、1人あたりに必要な面積と当該庁舎で働く人数を掛け合わせ等で整備面積を算定することが一般的であるが、当事業ではそういった積み上げは行っているのか。

→定員は今後大きく変動する見込みはないことから、来年度想定される職員数をもとに、各項目の1人当たり国庫補助基準面積等をベースに、一部生田警察署の特殊事情を勘案し算定した。

○1人あたり面積について、建設当時と比較するものではなく、震災以降に建設されたような警察施設等と比較したうえで、国庫補助の関係性を示しつつ説明すべきではないか。

○これまでの審査事業では、計画段階でいくつかの適地候補地を挙げ、それらのメリット・デメリットを比較し適切な手法を判断していたが、本事業では現地建替や仮庁舎以外の方策を検討したのか。

→現地建替のメリットが大きいと考え、それ以外の方策についてはあまり視野に入れていなかった。仮庁舎については既存の建物への入居の調整も行ったが、施設側の事情により困難となった。

② 仮庁舎について

○仮庁舎もしっかりとした建造物になると思われるが、それを本庁舎とすることは検討したのか。本庁舎を現在の場所に再度建てる判断をした理由は。

→生田署の現用地については、犯罪が多発する繁華街に隣接することで迅速に事案へ対応することが出来る地理的優位性に加え、神戸市から無償で借り受けていることから財政負担軽減にも寄与しており、今後知事部局で県庁南駐車場を別途利活用することのメリットも勘案すると、現用地で引き続き活動することが最善と考えている。

○仮庁舎は最終的に取り壊すということか。

→お見込みの通り、撤去することとなる。

○建替後の庁舎内に寮は含まないということか。

→お見込みの通り、他の寮で補完することを想定している。

○仮設庁舎の建設、移転に4～5年かかるスケジュールであるが、万が一その期間に大規模な災害が発生した場合に、迅速に対応が可能な体制を構築してほしい。

○仮庁舎は現庁舎延床面積の半分以下になるため、機能を分散して対応するとのことだが、県民の受付や窓口の利便性はどうか。

→刑事部門や交通部門等を仮庁舎に配置することで、受付等、県民の利便性を確保し、一方で、留置施設や車庫、道場などはすでに稼働している警察施設の機能を借りる形で、警察内部で調整し、分散して対応する予定としている。

○仮設庁舎稼働中は県警本部や他の警察施設で機能を補完するとのことだが、現計画で仮設庁舎に係る費用が非常に高額であることを鑑みると、今後も仮設用地が借りられるのであれば合築で他の機能を持たせて存置させるなど、様々な可能性について検討はしたのか。

→警察本部での補完は暫定的な対応として、生田署の取扱数がある程度吸収することが可能というものであり、本来的には生田署内で機能を持たせる必要がある。加えて、警察機能としては1分1秒を争う事案もあり、犯罪多発地域に近い位置にあることが重要と考えている。

③ 現庁舎・用地について

○阪神・淡路大震災で兵庫警察署が倒壊したにもかかわらず、生田警察署が未耐震のままであったのはなぜか。また、他に未耐震の警察署はないのか。

→震災で崩れたりひびが入った内壁に応急的な処置は行ったこともあり、他にも大規模な改修が必要な施設があったことから、耐震化改修計画に載って来ていなかった。他は、神戸北警察署が未耐震である。

○神戸市からの現用地の無償借受は今後も継続されると明確化されているのか。
→今後の借受について明確に神戸市と話をしているわけではないが、継続されると認識している。

○用地の無償借受について、例えば他用途に転用した場合は無償で無くなる、あるいは何年ごとに更新をするなど期間的な部分での具体的な条件はあるか。
→警察法の附則に基づき、昭和 20 年代の頃から継続して無償で借り受けている状況。都市計画上等、市の都合で移転が必要となった場合は、移転先用地も無償で借り受けられるが、警察施設以外の用途では有償となる。

○明確に契約書等で契約を交わしているということか。何年おきの更新となるのか。
→契約を交わしており、これまでは随時更新として取り扱っている。

5 審査会後の補足説明について

審査会における指摘事項に対し、以下の通り各委員へ補足説明を行った。

○建替後の整備規模の妥当性について、算定根拠とあわせて説明いただきたい。
→現在の国庫補助基準面積に準拠し積算している（現庁舎は建設当時（昭和 52 年 3 月）の国基準に準拠しているが、国の基準自体が当時から拡充している施設区分が多いため、現行面積を上回る整備案となっている。）

また、国基準を上回る整備面積を計画している施設区分は、以下の通り生田署の特殊事情に起因するものである。

(1) 機械室、交通部分、車庫

土地が狭小かつ建物が高層であるため

(2) 留置施設

取り扱う事案数が多いため

(3) 更衣室（男子）

定員数が多いため（国基準では定員数にかかわらず上限が設けられているが、定員数の多い生田署ではスペースが十分ではないため、国基準の一人あたり面積に準拠して整備）